

# 特集 国際結婚と搾取的移住

グローバル化で「南」から「北」へ国境を越えた人の移動が加速する中、その有力な「手段」の1つに国際結婚がなっており、そこに当事者へのさまざまな搾取も生まれている、という現実への認識が高まっています。今年2月、韓国・ベトナム・フィリピン・日本4カ国の国際共同研究「アジアの国際結婚移住」の一環として開かれた研究会「日本における国際結婚移住者——新たな市民権に向けて」<sup>(注)</sup>でも、日本におけるそうした現状やその背景をめぐって、多様な角度から活発な議論が行なわれました。本特集では、その中から、法制度面を含む全体状況(藤本さん)、仲介業者による斡旋結婚(西上さん)、「偽装結婚」の取り締まり(要さん)に焦点を当てて報告をされた3人の方に、それぞれ報告内容をもとに寄稿していただきました(編集部)。

## 国家が夫婦の寝室まで「覗き見る」国際結婚 ——「偽装結婚」というグレイゾーン

藤本 伸樹((財)アジア・太平洋人権情報センター研究員)

### 近年の国際結婚の推移

日本における婚姻総件数が減少している一方で、国際結婚件数は過去数十年間、毎年のように増加している。とりわけ、1975年、日本が「経済大国」へと飛躍した時期に、「日本人夫・外国人妻」が「外国人夫・日本人妻」の組み合わせを追い越した。以後、その差は拡大している。

厚生労働省が集計している人口動態統計年報の婚姻統計によると、2006年の日本の婚姻総数730,971組に占める国際結婚は、日本人夫・外国人妻35,993組(全体の4.9%)、外国人夫・日本人妻8,708組(1.2%)、合計で44,701組(6.1%)に達した。つまり、全婚姻の16組に1組が国際結婚ということになる。日本人夫・外国人妻が多いのは、日本男性の結婚難が背景にあると考えられる。外国人妻の国籍は、中国とフィリピンが突出して多く、韓国・朝鮮(在日韓国・朝鮮人も含む)と続く一方、外国人夫の場合は、韓国・朝鮮(同上)、米国、中国の順である。

日本人と結婚すると、外国人妻(夫)は「日本人の配偶者等」の在留資格を取得することができる。在留期間は1年もしくは3年で、職種に制限なく働くことができる。さまざまな制限がともなう他の在留資格と比べれば「安定」した在留の条件を得ることができる。そして、日本在住3年で永住資格もしくは日本国籍を取得するための申請条件のひとつが

整うのである。

### 入国管理行政と密接にリンクする国際結婚

国際結婚、および在留資格「日本人の配偶者等」の取得申請の手続きは煩雑だ。婚姻の成立には、日本と相手国の法律・規則に基づいて手続きをしなければならないことに加え、「日本人の配偶者等」の資格を得てカップルが日本で生活するためには入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けることがその条件となる。そのためにたくさんの書類の提出が求められるのである。たとえば、結婚に至った経緯、使用言語、結婚式の日時・場所、親族構成などを詳述する質問書、日本人配偶者の納税証明書・在職証明書などだ。

日本人どうしの婚姻ならばまず問われることのないプライバシーが、国際結婚では重要視され、そのカップルだけしか知らない、他人の踏み込めない領域までさらけ出すことが否応なく要求されるのである。

これには、就労を目的として日本人の配偶者を「装う」といった「偽装結婚」の防止をめざす入国管理行政が背景にある。そのため、結婚という私的な領域に、監視や介入が行なわれるのだ。「怪しい」と疑われれば在留資格「日本人の配偶者等」を得ることができなくなる。もっとも、これは日本に限らず、程度の差こそあれ各国に共通する政策である。カップルに「真正な結婚」であることの証拠

(注) 主催:大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター(CAPP)人間安全保障・人身売買・搾取的移住労働研究会、協力:IMADR-JC。2008年2月17日、都内で開催。

を求め、入管は裁量的判断を行なうのだ。

### 「偽装結婚」に対する厳しい処罰

日本国憲法第24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と定めている。この条文を読むかぎり、両性の合意に基づき「真正」あるいは「偽装」を問わず婚姻は成立するはずである。

一方、民法第752条は、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」と規定し、同居、協力および扶助を義務づけることで「婚姻のあるべき姿」に踏み込んでいる。これが「真正」と「偽装」を峻別する根拠である。

婚姻の実態がないと疑われると、刑法第157条が定める「公正証書原本不実記載」、同行使(158条)などの容疑で摘発・逮捕される。起訴されれば刑事裁判へと持ち込まれるのである。この場合の公正証書とは戸籍簿である。有罪となれば、「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という重い処罰が科せられる。

### 国際結婚と人身売買

「日本人の配偶者等」の在留資格があれば就労が可能になることから、途上国出身の女性を「偽装結婚」させるというビジネスに目をつけている人身売買のブローカーが暗躍している。

2005年に日本政府の人身取引対策の主要な柱のひとつとしてフィリピン人エンターテイナーの入国審査を厳格化した結果、2004年には82,741人だった「興行」の在留資格での入国者数が2005年には47,765人に半減し、2006年には8,607人へと激減した。それに反比例するかのよう、日本男性とフィリピン女性との婚姻数が8,397組(04年)、10,242組(05年)、12,150組(06年)へと急増した。この増加の意味するものは何なのだろう。

警察庁や入管局は、国際結婚の増加につれて、婚姻実態の追跡調査や、第三者からの密告を受けつける入管局のウェブサイトなどを通じて監視を強め、摘発を続けている。

「偽装結婚」を仲介するブローカーが逮捕されるという報道も最近増えてきた。ブローカーが、たとえば多重債務を背負っている日本男性に接近して借金の帳消しなどを条件に

途上国の女性との「偽装結婚」への協力、つまり夫となる話を持ちかけるのである。

そうした借金弁済も含め、婚姻手続きのコストを支払うのは、「国際結婚」を通じて来日した女性たちである。日本人の配偶者として来日するものの、多額の借金を背負わされて毎日働くことになるのである。売春を強いられるケースもあるようだ。

摘発されれば、男女とも処罰の対象だ。公正証書原本不実記載の容疑で起訴される。確かに、女性たちは最初から「偽装結婚」であることを承諾していたかもしれない。しかし、日本で負わされるのは予期せぬ多額の借金や厳しい労働条件、性的搾取などだ。これは人身売買ではないか。だが、女性たちは被害者としてではなく、婚姻を偽装した犯罪者として裁かれるのである。

日本政府は2004年12月に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引(人身売買)の取り締まりや被害者保護、防止のための施策や方針を明文化した。そのなかに、「偽装結婚対策」の項目が設けてある。だが、不思議なことにその内容は、人身売買と「偽装結婚」との関係についてはいっさい言及されておらず、出入国管理法に基づいた「在留資格取消制度の活用」と「婚姻の実態に疑義のある者の追跡調査」といった「偽装結婚」の告発のみが強調されているにすぎない。

女性たちは被害者として保護されず、「偽装結婚」の当事者として裁かれ、その大半は執行猶予がつくとはいえ有罪判決を受け、退去強制させられるケースが多いようだ。「人身取引対策行動計画」が7項目にわたって掲げる被害者の保護は、完全に後景に追いやられてしまっているのである。理不尽な行政や司法の判断が透けて見えてくる。

筆者はこれまで、日本人どうしの結婚で「偽装結婚」として摘発され有罪判決が出たという話を聞いたことがない。一方、国際結婚をめぐる「偽装結婚」の「事件」に関するニュースは近年後を絶たない。

このように、日本人どうしの結婚と国際結婚とのあいだには明らかにダブルスタンダードが存在している。国際結婚は、「愛」や「夫婦の親密性」が問われ、あくまでも「真正」、そして「神聖」でなければならないのだろうか？ (ふじもとのぶき)



2月17日の研究会「日本における国際結婚移住者」で報告する筆者(右端)。(写真提供:CAPP)

# 山形の国際結婚

西上 紀江子(NPO法人・国際ボランティアセンター山形 理事／中国語相談員)

国際ボランティアセンター山形(略称: <sup>アイビー</sup>IVY)の外国人生活相談窓口には、県内外から年間約80件の相談が寄せられる。以下、相談を通して見えた山形の国際結婚がはらむ問題点について述べる。

## 山形県の在住外国人の状況

まず、山形県の人口に占める外国人登録者の割合は、1991年0.17%だったが、10年後の2001年には0.55%と約3倍になり、06年には0.63%に達した。しかし、外国人登録者総数は06年以降2年続けて減少している。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルの順に多く、35市町村いずれにも中国人、韓国・朝鮮人、フィリピン人がいる(2007年末、県国際室統計)。また、県在住外国出身者の約6割が国際結婚により来日した女性であり、山形の国際結婚の9割以上が、日本人男性と外国出身女性の組み合わせである。1990年前半までは、男女とも初婚が多かったが、徐々に再婚で日本に来る女性が増え始めた。それにともない、本国に残してきた子どもに関わる相談が増加している。夫婦の年齢差の大きいことは当初から変わらないが、女性の年齢層が20歳～60歳に広がっているのも最近の特徴である。

日本では農業に魅力を感じる若者が少ないが、とりわけ農村に若い女性が残る割合はきわめて低い。山形県は全国屈指の「果樹王国」だが、多くの女性は高校卒業後都会に進学し、そこで職を得る。したがって、山形の農業を支えているのは農家の長男と高齢者であり、80歳を超える夫婦が地元に残った長男と農業を切り盛りしていることも珍しくない。その

ような、跡取りが生まれず将来の展望が開けない状況を打開しようと、1985年、朝日町がフィリピンから4人の「嫁」を連れてきた。これは全国初の行政主導による国際見合い結婚で、翌1986年には

大蔵村が続いた。現在、国際結婚は、農村部に限らず都市部にも広がっているが、親世代との同居が多い山形<sup>(注)</sup>では、日本文化への同化を当然とみなす傾向が強い。それは、異文化を背景に持つ多くの女性にとって、弁当作りから子育て、人間関係のあり方まで、生活のさまざまな場面で大きなストレスとなっている。

## 斡旋の形態

山形県における国際結婚の8～9割は、仲介業者が介在した結婚である。仲介業には、①関東圏に拠点を置いている業者、②地元の業者(ときに有力者)、③国際結婚で来日した外国人女性が日本人男性とパートナーを組んで実施しているもの、などのパターンがある。その中で③国際結婚の先輩女性と日本人男性による仲介は、「地域の人」だからという安心感を男性側家族に与え、受け入れられやすい。③の場合、来日する女性が仲介した女性の同郷人や親戚であることも少なくないため、離婚が本人同士の意思でできにくい場合もある。

見合い(出会い)のパターンでみると、90年代初めは、数人の男性が女性の母国で集団見合いをし、合意できたカップルは1週間のうちに婚姻手続き、結婚式を済ませ(見合いから結婚式まで3日というケースも聞いている)、男性は帰国後日本での結婚手続きに必要な一連の書類を整え妻の来日を待つという形が多かった。最近では、①女性が来日して日本で見合いをする、②日本人と離婚した女性が、残っている「日本人の配偶者等」の在留資格を利用してそのまま見合いするなど、日本で見合いをするケースが増えている。この場合、男性は一度も女性の母国を見ることなく結婚するため、女性の文化が結婚生活の中で軽んじられたり、異文化の中で暮らす女性の立場への思いやりが欠如したりといった状況が生まれやすい。また、②の中には、仲介業者が外国女性を数名連れて未婚男性がいる家を訪問し、「この中から気に入った者をおいていきますが、いかがですか」という、人身売買さながらのケースもある。

(注) 総務省統計によると、山形県では核家族世帯の割合が2006年現在、県下全世帯の45.79%で、全国最低であった。

IVYにて、弁護士、通訳志望者とともに司法通訳の模擬訓練にたずさわった筆者(右端)



## 斡旋による国際結婚がはらむ問題点

斡旋による国際結婚をした男性本人の動機には、①一生に一度は結婚したい、②跡継ぎがほしい、③老親の介護の担い手がほしい、などがある。なかには、短期間に何人もの外国籍女性と結婚・離婚を繰り返すなど、第三者から見れば自分の性的欲求を満足させるためとしか思えないケースもある。ほとんどのケースで、男性側は300万円前後の仲介料を払っているため、「妻を買った」という意識が強く、「大金をはたいたのに嫁が言うことを聞かない」などの相談も寄せられ、男性側が女性を商品として見る傾向がある。また、この300万円の「出会い料」を捻出するために借金する家庭も多く、豊かな生活を思い描いてきた女性がだまされたと思う大きな要因となっている。そのほかに、嫁がほしかったのは夫本人ではなく、自分の死後、独身の息子の将来に不安を抱いた親だったのではないかと思われるケースもある。

一方、女性側の動機としては、①豊かな生活への願望（マスコミ報道による日本幻想）、②貧しい実家を支えるために親に仕送りがしたい（仲介業者が夫は好きだけ小遣いをくれると伝えている）、③自分の借金を払ってもらうため、④本国では結婚適齢期を過ぎて良い結婚が望めない、⑤離婚して周りの空気が何となく息苦しい、⑥日本人と結婚した友人が幸せそうだから、など経済的豊かさ（①～③）と社会的先進性（④）への期待、精神的な自由と安定を求める（⑤・⑥）場合がある。また、②には自分の学歴が低いため母国では高収入の男性との結婚が期待できず、したがって親に十分な孝行がしてやれないと判断し、相手の高収入を期待して日本人との結婚を選ぶケースもある。この場合、親孝行をすることが結婚の根本的な動機となっているため、子育てをしながら自分の家庭を築きあげていくことよりも親への経済的支援に重点を置いて物事を考え、実家への仕送りができないのなら離婚したいと考える人もあった。

以上、男女双方とも、相手のことをほとんど知らないまま、また意思を通わず共通言語をもたないまま、愛情以外の「心づもり」によって国際結婚をしている。結婚の出発点に愛情がないことは歴史的に見ても決して特異なことではなく、大切なのは結婚してから後の2人の努力であるという彼女たちの意識は、「愛は後で生まれる」というフィリピン女性

のことばからもうかがえる。しかし、結婚歴15年のある外国籍女性は「情は生まれたが、愛は生まれなかった」という。今日、「結婚」「家族」の形態や中身に関する人びとの意識の変化がめざましいのは事実であるが、その一方、伝統的価値観、結婚観が変わりにくいのも事実である。その中で、「結婚とは何か」「愛情とは何か」という問いかけを日々重ねてきたことが、彼女のことばからうかがえる。

このようにさまざまな問題が潜む国際結婚であるが、多くの外国人が認める日本の良さがある。それは、治安が良く安定しているということ。生活の舞台として日本を選んだことを後悔していない女性もまた多いのである。

## 移住と結婚

山形はいうまでもなく「地方」であり、彼女たちの現実の生活は来日前に想像していた「日本での生活」とは大きく異なる。特に、上海、ソウルなど大都会から嫁いだ女性は、早く仕事について自立したいという思いを抱いて来日する傾向が強い。にもかかわらず、山形は雇用吸収率が低く、刺激の少ない閉鎖的な社会で生活するうちに、生きる目標を見失う女性も少なくない。その土地固有の「時の流れ方」に価値を見いだす人もいれば、そうでない人もいる。何があれれば彼女たちは「東京へ行って自立する」という選択肢を捨てて、山形の生活を維持する覚悟をもてるのだろうか。

移住と結婚という2つの敷居をまたいで日本に来た彼女たちが、自分が選んだ苦勞に立ち向かっていくためには、かたわらに寄り添って一緒に歩んでくれる夫の存在が不可欠である。夫（そして時に地域の人）とそれぞれの思いをとことん語り合う場がほしい。人は、外国語では思いを語りにくい。夫婦が、それぞれの母語で語りあうために、無料または低額で利用できる通訳システムを自治体は備えてほしいと、切実に思う。

2人の努力の総体が、夫婦のありようを形作っていくのは国際結婚に限らない。人間は、どの2人も文化を異にすること、その2人が協働して人生を設計することの難しさと驚きと喜びを、私たちは彼女たちの生き方から日々学ぶ。

(にしがみ きえこ)

# 日本で働く外国人セックスワーカーの国際結婚 ——HIVと人身売買に関する調査から

要友紀子(SWASH)

## 日本で働く外国人セックスワーカーの調査概要

2007年1月から2008年1月にかけて、SWASH<sup>(注)</sup>では日本で働く外国人セックスワーカーの調査を行なった。この調査の目的は、外国人セックスワーカーのHIV予防に関する知識や行動、人身売買の被害状況などを把握することである。そのため、調査では、セックスワーカーたちの入国経緯やバックグラウンド、日本での法的な立場などを詳しく聞いた。インタビューは対面式で、通訳によって彼女たちの出身国の言葉で行なった。対象地域は、関東と関西における計34カ所、対象となった主な業種は、エステ、マッサージなどの店舗型とデリヘルなどの派遣型(本番あり・本番なし両方)、パブ、クラブなどの水商売型の連れ出し可能な店、街娼型など。私たちは調査のためこれらの地域や店舗をまわる中で、中国人セックスワーカーとフィリピン人セックスワーカーに比較的多く出会うことができたため、中国とフィリピンに絞って、約70のサンプルを集めた。

## 調査の難しさ

1年かけてもサンプル数がなかなか多く集まらなかったのは、彼女たちが働くお店や彼女たち自身が法的に不安定な立場にあることや、公権力による監視・取り締まり強化が影響して、ほとんどの場合警戒されるからである。したがって、インタビューに協力しても

活動をしていること、私たちがセックスワーカー当事者を含むグループであることを理解してもらう必要があった。また、現場に介入するまでに、経営者の警戒も解かなければならず、経営者によっては異常に警戒して夜中にグループメンバーを呼び出したり、あるいはこちらから何度も働きかけに行ったりするなど、当事者にたどり着くまでに困難をきわめた。

さらに、インタビューのアポイントメントを取りつけインタビューするところから、すべての質問項目の回答を得るまでに、これも何度も通わなければいけないことが多かった。というのは、一番インタビューしやすい時間と場所が、当事者たちにとっては働く現場での空いている時間ということになるので、私たちが質問項目について話を聞いているあいだに接客が続いて入ったりすると、何時間も待つことになり、通訳者の予定の関係で1日待機というわけにもいかず、改めてアポイントメントをとることになる。しかし、いつも約束通りとはいかず、当事者の方が仮眠をとっていたり、仕事で疲れている様子ときは、無理にインタビューをお願いしたりせずに、相手のコンディションに合わせるようにしたので、タイミングを合わせるのも非常に難しかった。立て続けに毎日のように通うのも悪いので、間を置いてお伺いするなど、そのあたりのさじ加減は、当事者の方の迷惑にならないように配慮した。

## 外国人セックスワーカーにとっての国際結婚

先に述べたように、外国人セックスワーカーへのインタビューが困難な理由の1つとして、法的な立場が不安定という要素がある。これは、べつに彼女たちが強制送還の対象になるような観光ビザや留学生ビザで働いているということを意味しているのではなく、彼女たちの多くが、配偶者ビザを取得しており、そのことが、法執行機関から“偽装結婚”

(注) SWASH (Sex Work and Sexual Health) は、セックスワーカーが安全に安心して働くことができるよう活動するグループ。特に、HIVを含む性感染症の予防など、性にかかわる健康面に焦点をあてている。1999年の設立以降、現・元セックスワーカーとサポーターとで活動を行ない、各プロジェクトの企画運営にはすべて当事者がかかわっている。

いろいろな国々のセックスワーカーたちの分身であるバービー人形を使ったデモンストレーション



の疑いの目で見られることがあるということだ。

近年、人身売買罪の新設にともなう国内法の整備により、“不法滞在”外国人を雇った風俗店の経営者が厳しく罰せられるようになったため、多くの風俗店経営者は、配偶者ビザを持っている外国人しか雇わない傾向にある。それで、多くの外国人セックスワーカーは、法的な安定を求めて、日本人男性となんらかの形で出会い、結婚をするのだが、この結婚はウソかホントかということの定義は非常に難しいといえる。もちろん、結婚したくないのに仕事を安全にするために結婚した人がたくさんいると思うが、中には、日本人男性とつきあって結婚し、アルバイト的にセックスワークをしているケースや、はじめは仕事のために結婚をしたが、結婚生活の中で仲良くなっていき、休みの日は一緒にデートするなど、結婚がいやではないと思えるケースもあった。こういった多様性を十羽ひとからげに“偽装結婚”として摘発していいわけがない。日本人どうしの何かの見返り目的の結婚は無数にあるけれどまったく摘発されず、外国人だけが円満な関係の証拠を求められるのは外国人差別としかいいようがない。

#### 国際結婚にともなうリスクとコスト

外国人セックスワーカーが安全な立場で働くには、今のところ日本人と結婚するしかない、というこの事実は、搾取と被害をセックスワーカーたちにもたらしている。日本で働くための準備として考えなければならない結婚相手となる日本人男性へのお礼の資金の相場は、私たちの知る限りでは、相手の男性が高学歴で正社員だと200～300万円、前科があったり前科持ちになる恐れのある仕事をしていたり、無職などでお金のない人だと50万円という。入管が“偽装結婚”の疑いの目を向けそうな、社会的地位の低い男性になるほど安くなるということだ。彼女たちは日本人男性へのお礼の資金を返すために、月々分割で支払いをしたり、婚姻関係を1年ごとに更新するたび支払いをしたりするなど、常に不当で理不尽な借金を負う羽目になってしまっているのだ。また、こうした国際結婚で、

女性がDVの被害に遭ったとき、“偽装結婚”で逮捕される心配のせいで警察や公的機関に救済を求められず、我慢を続けることになっている。

#### 国家による人身売買

2005年に人身売買対策関連の法が改正された結果、多くの外国人セックスワーカーが莫大な借金まみれで働くことを余儀なくされたと思う。配偶者ビザのための借金返済目的で働き続けることは、タダ働きをしているのと同じだ。これを「国家による人身売買」と言わずに何といおうか。人身売買をなくす努力というものについて、これまで風俗の規制強化と厳罰化の一途をたどるしか術をしなかった私たちは、もう少し現場の働く人びとの声に耳を傾ける必要がある。人身売買被害者の人の中にも元セックスワーカーの人はいるし、すべてのセックスワーカーは、人身売買被害者になる可能性を持っている。人身売買にかかわるアンダーグラウンドで暗躍する組織やエージェントが、日本で働かざるを得ない外国人女性たちの弱みにつけこむ隙を与えてはならない。

法務省基準省令の改正前、エンターテイナー（興行）ビザがまだ今よりも発給されていた頃にフィリピンパブで働いていたフィリピン女性たちの中で、たくさんの方が国に帰り、フィリピンで仕事がないので低価格で売春をはじめた人、日本で風俗に仕事を変えた人たちに会った。ある中国人セックスワーカーは私にこう言った。「悪いお店はいけなけれど、いいお店は残してほしい」。この言葉は、不幸を最小限にするための方策として、ぜひ多くの人に考えてもらいたいと思った。民間のNGOの中で、警察や入管に追隨して、外国人のいる風俗店であるというだけで通報したりする活動があるならば、一刻も早く考えなおしていただきたい。そこにいる女性たちがどんな背景や事情を抱え、どんな支援を求めて働きながら暮らしているのか、それをみないで聞かないで判断すると、時として働いている人を今以上の思わぬ辛苦の道に突き落とすことになるからだ。

(かなめゆきこ)



研究会「日本における国際結婚移住者」で報告する筆者